

中古端末(リユースモバイル) 市場のこれから



粟津 浜一 Awazu Hamakazu

一般社団法人リユースモバイル・ジャパン理事長、リユースモバイル関連ガイドライン検討会座長

有馬知英 Arima Tomohide

一般社団法人リユースモバイル・ジャパン理事、リユースモバイル関連ガイドライン検討会 格付基準等作業部会 主査

● 中古端末を取り巻く昨今の状況

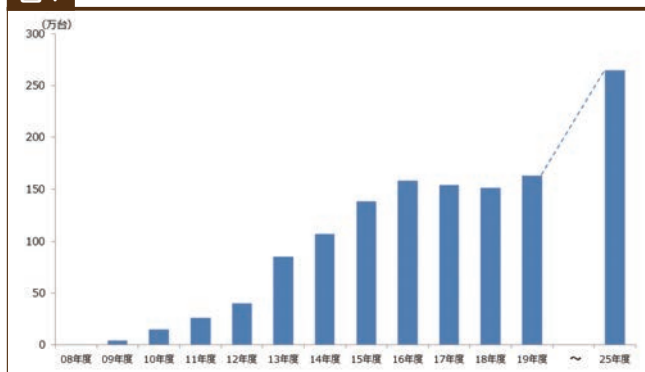
● 取引量は右肩上がり増加

近年の中古スマートフォンの販売推計をみると、2017年度は約154万台、2019年度は約163万台と年々増加していることが分かります。

2019年10月に施行された改正電気通信事業法では、通信と端末料金の完全分離により、通信契約とセットで購入する際の端末代金の値引きに関する規律が設けられ、中古端末の価格メリットが浮き彫りになりました。

またMVNOなどのいわゆる格安SIMの普及から親和性の高いSIMフリーの中古端末の流通量が増え、販売台数はますます増加傾向にあり、2025年度には販売台数265万台の見込みとの予測もあります*1(図1)。

図1 中古スマートフォン販売台数の推移・予測



出典：MM総研「中古スマートフォン市場規模の推移・予測」(2020年3月)

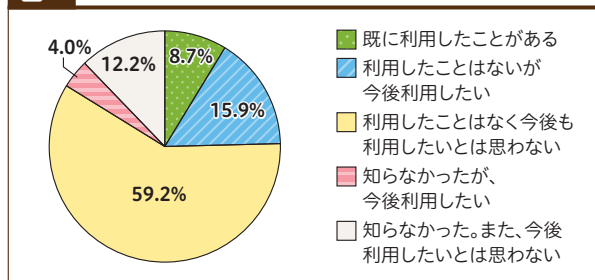
● 中古端末の利用ニーズの高まり

総務省の2018年度の電気通信事業分野における市場検証に関する年次レポート*2(以下、年次レポート)によると、中古端末の流通に関する認知度・利用意向調査では「既に利用したことがある」8.7%、「利用したことはないが今後利用したい」15.9%、「知らなかったが今後利用したい」4.0%、という結果となっており、全体の30%近くが中古端末に対する認識があるか、利用意向があることが推測できます(図2)。この結果は2017年度よりも6.7ポイントもアップしており、消費者の中古端末における利用ニーズが高まっていることが推測できます。

● 中古端末の取引形態と流通量

総務省が2020年2月に公表した「モバイル市場の競争環境に関する研究会」の最終報告書で2018年度の中古端末の流通量を経路別にみると、携帯電話会社のショップにおける下取台

図2 中古端末の流通に関する認知度・利用意向



*1 MM総研「中古スマートフォン市場規模の推移・予測」(2020年3月)

*2 総務省「電気通信事業分野における市場検証に関する年次レポート」
https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/kyousouhyouka/kekka.html

数が約640万台、回収台数が約531万台で、流通量は約1000万台となります。

一方、中古端末取扱事業者においては買取台数が約178万台、販売台数は約135万台となります。この数字からマーケットに対して中古端末取扱事業者が一定量を占めることが分かります*³。

●中古端末を利用したい理由

消費者の中古端末購入理由は、価格の安さにあります。年次レポートによると「端末を安く買える」という回答が89.1%と圧倒的に多く、前年度よりも2.5ポイントアップしました(図3)。さらに前述の2019年10月の改正電気通信事業法が施行されたことにより価格メリットがさらにクローズアップされました。

●中古端末を利用したくない理由

その一方、「バッテリーの持ちが悪そう」が59%で2017年度より8.4ポイントアップしています。このほか、「きちんと動作するか分からない」が46.2%、「故障時などの保証がなさそう」が42.9%となり、中古端末に対する消費者の不安があることが分かります(図4)。

●中古端末販売事業者の取り組み

こうした調査結果を鑑み、中古端末(リユースモバイル)市場の健全な発展と消費者保護を目的として2017年3月14日にリユースモバイル・ジャパン(以下、RMJ)を設立、2020年4月7日に一般社団法人化し、リユースモバイルに関する事業の認知向上をめざし、広報・啓蒙活動を実施しています。

さらに、総務省が有識者を集めて開催している「モバイル市場の公正競争促進に関連する検討会」「モバイル市場の競争環境に関する研究会」「競争ルールの検証に関するWG」にヒアリングのために招聘された際には、業界が抱える課題の解決に向けた提言を積極的に行いました。

図3 中古端末を利用したいと考える理由 (n = 1,019)

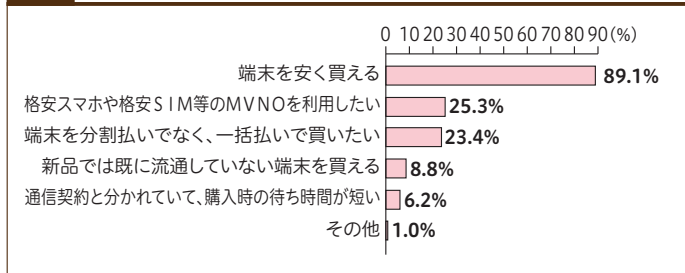
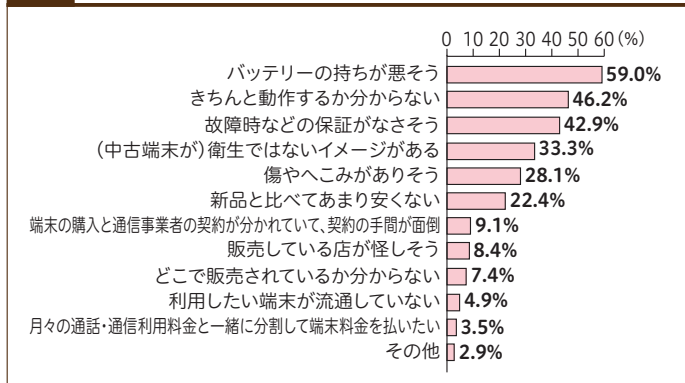


図4 中古端末を利用したくないと考える理由 (n = 2,538)



また、総務省の後押しを受け、携帯端末修理団体である一般社団法人携帯端末登録修理協議会と協力し、「リユースモバイル関連ガイドライン検討会」を立ち上げ、安心安全な市場発展をめざし、中古端末取扱事業者に向け遵守すべき事項や推奨事項等を取りまとめ、「リユースモバイルガイドライン*⁴」を公表したほか、リユースモバイル事業者の認証制度を開始しました。

●リユースモバイルガイドライン

前述の「中古端末を利用したくない理由」の調査結果から、安心で安全な中古端末を求める声に対応する必要があると考え、総務省をオブザーバーとした上記の検討会を経て消費者の不安を払拭するための取り扱い基準「リユースモバイルガイドライン」を策定しました。

ガイドライン策定の主要ポイントとしては次の3つが挙げられます。

①リユースモバイルの格付基準を規定

SランクからJランクまでリユースモバイルの状態をランクづけし、それぞれの状態について

*³ 総務省「モバイル市場の競争環境に関する研究会」最終報告書 https://www.soumu.go.jp/main_content/000670969.pdf

*⁴ https://rm-j.jp/pdf/RMJ_Guidelines2.pdf 2019年3月に初版を定め、同年11月に改訂

表 リユースモバイルガイドライン

ランク	ランク説明	保証期間
S	未使用品(新品同様の状態)	S・A・Bランクは、取引日より30日(以上)の設定が望ましい
A	目立つ傷がなく非常にきれいな状態 (液晶への傷がなく外装の傷・汚れが微細)	
B	細かな傷・薄いかすり傷があり、使用感がある状態 (液晶に薄い傷や、外装に微細な傷・汚れ等が多少見受けられる)	
C	目立つ傷や擦り傷等があり、明らかな使用感がある状態 (液晶に目立つ傷・複数の傷がある。全体的に傷・汚れ・塗装剥がれが目立つ)	Cランクは、取引日より14日(以上)の設定が望ましい
J	目に見えてダメージがあり、激しい損傷または破損している状態 (液晶を含め全般に傷や打痕や割れ等がある)	Jランクは部品取り用あるいは再資源化とすることが望ましいが、消費者向け、あるいは修理事業者等へ販売する場合は、保証の有無を明確に表示する。利用者情報が消去できない端末は販売しないことが求められる

具体的に説明しています。また、ランクごとに保証期間を明示するように設定しました(表)。

②端末内の個人情報の処理方法を規定

消費者が安心して中古端末を売買することができるよう、確実な個人情報の消去のための措置を義務づけました。

端末の初期化については買い取り時と検査時の2回実施します。検査時においては、データの復元を限りなく不可能にするため、システムを利用した上書き消去を実施します。その後、消去を行った者以外の第三者による消去確認を行います。

RMJでは前記のように、個人情報保護意識が非常に高いアメリカやEUの基準よりも強固な消去方法のしくみを本ガイドラインに盛り込んでいます。

③法令遵守、端末等の取り扱いについて規定

個人情報保護法、古物営業法等の関連法令の遵守、人材教育、中古端末や個人情報の取り扱いについて規定しています。

●リユースモバイル事業者認証制度

RMJは本ガイドラインに沿って、リユースモバイルビジネスおよび店舗等での業務を審査する「リユースモバイル事業者認証制度」を策定し、本ガイドラインを遵守している企業を証明するための認証ロゴマーク(図5)を制作しまし

図5 認証ロゴマーク



た。ロゴマークを掲載しているショップやウェブサイトは安心して中古端末を売買できる証であるとして認知拡大していく予定です。

●中古端末を購入・売却する際に知っておいたほうがよい内容

購入時や売却時には、注意すべき事項がいくつかあります。なお、RMJ正会員企業については、本ガイドラインに定める安心安全評価に沿って、中古端末の購入時ならびに売却時に、複数項目の確認業務を厳重に行うよう規定しています。

●購入時の注意点

①ネットワーク利用制限

「いわゆる“赤ロム”」について

「赤ロム」とは、前所有者に端末の割賦残金がありネットワーク利用制限がかかった端末のことです。この場合、たとえSIMカードを端末

*5 バッテリーの状態を検査し、検査結果を表示して販売する事業者が取得可能

に装着しても、通話やデータ通信、キャリアメールといったサービスは利用できません。

なお、RMJでは正会員企業に対し、ネットワーク利用制限のかかった「赤ロム」について、例外なく保証することを要求しています。

②保証期間の有無を確認

中古端末は既にメーカー保証期間が満了しているケースが多いため、不具合があった時は購入した販売店の保証に委ねられます。

なお、RMJでは、中古端末の状態をランクづけしており、ランクごとに保証期間を具体的に明示するように設定しています(前述の表参照)。例えば、S、A、Bランクは取引日より30日以上、Cランクは14日以上を保証期間を設定し明示するように求めています。

③SIMカードのサイズが対応しているかどうか

SIMカードのサイズは「mini」「micro」「nano」の3種類があり、端末ごとに適用サイズが異なります。もしサイズが合わなかった場合、変換アダプタを使用するか、キャリアショップなどでSIMカードのサイズ変更を依頼します。

また、格安SIMや他の通信事業者の端末を利用したい場合は、各社が公表している「動作確認済み端末一覧」を確認するか、購入前に直接確認する必要があります。

●売却時の注意点

①データの初期化

情報の消去は絶対必須

スマートフォンは個人情報の宝庫です。そのため売却時はデータを必ず削除する必要があります。

RMJでは、端末に残る情報については、売却時の初期化に加え、システムを利用したデータ上書き消去を行うよう義務づけています。特におサイフケータイ[®]*6等モバイル決済のデータは、所有者でなければ消去できず、前述の方法でも消去できないことがあるので気をつけましょう。

②SDカード・SIMカードは抜いておく

店舗でも確認しますが、重要なデータを入れてある場合は特に注意が必要です。

③売却は本人のみ・本人確認書類が必須

端末の売却は所有者である本人限定です。たとえ家族であっても、本人が了承済みであっても、所有者本人以外が売却することはできません。そのため売却時には運転免許証や健康保険証といった本人確認書類の提示が必須です。オンラインショップ等の非対面方式では、古物営業法で複数の方法が定められています。本人確認書類の画像の送信や電子署名法で定められた電子署名等を行ってメール送信する方法等があり、事業者によって確認方法は異なりますので、事前に確認しましょう。

④事前にある程度充電しておく

100%まで充電する必要はありませんが動作確認をスムーズに行える程度に充電しておきましょう。

⑤パスコードなどの各種ロックを解除しておく

本人確認などセキュリティ上の目的で設定されているパスコードなどでのロックは、特にオンラインショップでの売却時には解除を忘れないようにしましょう。

⑥端末代金の支払いは完了しているか確認

月々の通話料金に端末代金支払いの設定をしている場合、売却する前に全額支払いが完了している必要があります。端末代金の残額については各キャリアのマイページなどで確認することができます。

⑦紛失盗難対応機能はオフにする

売却するiPhoneがiOS7以降の場合、デフォルトでインストールされているアプリ「iPhoneを探す」をオフにする必要があります。

同様に、売却する端末がAndroidでOS5.1以降の場合、Androidデバイスマネージャーをオフ(チェックを外す)にする必要があります。

*6 NFC(ISOで規定された近接型無線通信方式のこと)を用いた電子マネーやポイントなどのサービスを利用する非接触ICカード技術のこと